

業務改善助成金のご案内

ご存知ですか?

中小企業の皆さん

最低賃金引き上げを支援する制度があります。
まずは、ご相談を!!



支給の要件

①賃金引上計画の策定

事業場内最低賃金を時間給で40円以上引き上げる計画を策定すること。

②業務改善計画の策定

就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等業務改善に要する経費の合計が10万円以上の計画を労働者の意見を聴いて策定すること。

③事業場内最低賃金規程の作成

賃金引上計画に基づき、事業場で最も低い賃金を時間額40円以上引上げた事業場内最低賃金額を就業規則等で定めること。

※その他、「引上げ対象労働者以外の労働者の賃金の引き下げを行わないこと」等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(上限100万円)

※常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の事業場にあっては4分の3

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限ります。

対象事業主

①長崎県内に事業場がある。

②事業場内最低賃金が1時間あたり800円未満である。

③下の表の「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する労働者数」のどちらかの要件を満たしている。

	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人 以下
サービス業	5,000万円以下	100人 以下
卸売業	1億円以下	100人 以下
一般産業(上記以外)	3億円以下	300人 以下

お問い合わせ・申請先



厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階

☎095-801-0033

リサイクル適正(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。